

宮城県行政評価委員会 政策評価部会  
社会資本分科会（平成20年度第1回）審議要旨

日 時 平成20年7月7日（月）13:30～16:30

場 所 県庁11階 1107会議室

- 1 開会
- 2 議事  
政策・施策評価の説明・質疑  
(1) 政策 9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実の各施策  
(2) 政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成の各施策
- 3 閉会

出席委員 林一成委員，安藤朝夫委員

---

- 1 開会
- 2 議事

政策 9	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実
施策 24	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実

土木総務課より説明

(林委員)

・「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」の施策を構成する具体的な事業はどういう形で決まってきたのか。

(行政評価室)

・この構成自体は、宮城の将来ビジョン作成過程で、「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」という政策の柱を立てたときに、それを構成する事業，推進するための重点事業として政策課がとりまとめた。この事業を実施するにあたり，進行管理や進捗状況などのとりまとめをおこなっているのが土木総務課である。

(林委員)

・今の説明からすると，施策24についての事業構成は政策課で決めたと。今説明いただいたのは管理部門（土木総務課）が説明しているということでもいいのか。

(行政評価室)

・はい

(林委員)

- ・であれば政策の中身を聞いてもしょうがない。

(行政評価室)

- ・政策そのものの理念などについての説明は難しい。

(安藤委員)

- ・構成する事業が「コンパクト」とあまり関係ないと思うが。どこに質問すればいいのか。

(行政評価室)

- ・ビジョンを作成した時のとりまとめを行ったのが政策課であるが、コンパクトなまちづくりを進める上でどのように考えていくかという部分であれば、関係課になる。個別事業の関連でいけば事業担当課から直接回答可能である。

(土木総務課)

- ・基本的には政策が先にあり、その中にぶら下がる事業はどんなものがあるかというような照会が各部局等にあり、それを再整理したのが政策課である。各事業課にとっては、施策にあてはまる事業もあるが、今回の施策は難しいところもあるので、じっくりしていないところも見受けられる。

(林委員)

- ・この政策評価シートに関して、回答できる担当はいるか。

(行政評価室)

- ・基本的には政策自体は与えられた使命である。

(林委員)

- ・使命としても、説明責任があると思うが。

(行政評価室)

- ・説明責任に関しては、土木総務課になる。

(林委員)

- ・今日の議論の中で、政策も施策も同じような名称であるが、「コンパクトで機能的なまちづくり」というのは県として、どのような展開をイメージしてるのか。それについて何が問題であり、事業としてどのようなサポートをしていくのかというところを説明いただきたい。

(政策課)

- ・平成 19 年 3 月に宮城の将来ビジョンということで、新たに総合計画を策定した。その検討過程の中で、県として 10 年後を目指して優先的に取り組む課題について整理を行い、最終的には 16 (正しくは 14) の課題と 33 の取組みとして将来ビジョンの中に整理された。そのなかでここに政策として示した「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」においては、人口減少社会に向けた地域生活を確保するために、「コンパクトで機能的なまちづくり」という構造面さらには集積、拠点化が必要であるということからテーマとして選定した。さらに、それを実現するために地域交通や医療、教育、情報などについても重点的な取り組みが必要であるということで、この政策が整理された。

(安藤委員)

- ・コンパクトシティを目指すということは、限界集落などを都市に集積して行政サービスコストを効率化して安くするという考えであり、地域の病院など、維持するというのは難しくなるので、ある程度集積させ利便性を確保しようとするのがコンパクトシティであるが、例えば過疎のバス路

線をどうやって維持するかという考えは逆の考えである。現状のひろがっているものをどうやって維持するかという話とコンパクト化する話は違う。どっちがいいかの判断は別にしても、その辺がしっくりしない感じがする。

(林委員)

・テーマの中の「地域生活の充実」ということは理解できる。県土の構造のなかで仙台圏をキープする考えもあるし、人口減少、過疎化が進んでいるなかで地域生活を充実させるという考えは理解できる。それを手法として「コンパクト」な話になると、何をコンパクトにするのかエリアと距離感が見えない。例えば医療でいえば、どこにあるのか、どの程度で住民が通えるのか、その医療圏の人口がどうなって、どのような形で維持していくかというような構造が見えない。「コンパクトな」という言葉の使い方、「機能的なまち」の意味は何か、どこを指すのかという話が見えない。それで部分的に商店街だとか、バスだとかいろんなことを言っているが最終的な宮城県の姿が見えない。たとえば商店街の空き店舗率の数値が何を意味しているか分からない。何を目指しているのか、どこのことか、優先順位はあるのか、商業活性化計画だけで埋まるのかというところが見えない。政策から施策に降りてくるプロセスの話が不透明である。事業の評価は可能であるが、政策や施策の評価ができない。

(安藤委員)

・医療の関係で言えば、中心部に大病院を建設して、その周りに人が集積し、そこでコンパクトなまちを作るというのも一つの概念であり、個々の集落に医療機関を置くという考えもあるし、中心的な病院を作り、そこへのアクセスを良くすることによって、周辺部からも利用できるようにする考えもある。実際、どのようにしたいのかが分からない。

(林委員)

・施策評価シート目標指標5「県内移動における公共交通の利用率」のなかで、実績値が18.5%で目標値18%を上回っているが、県全域でなく地域別で見た場合、利用率は上がっているとみていいのか。

(総合交通対策課)

・県内全域のデータでありこのデータから地域別までは把握できない。

(林委員)

・この施策は「地域生活の充実」なので、指標がふさわしくないのでは。例えば地域内の利用者数とか、また、自治体への補助であれば、その補助金によって運行可能な経路が何路線確保できたとか、そのようなデータが無いと判断できない。地域ごとの利用実態データなどもサポート願いたい。

(総合交通対策課)

・市町村運行路線のバス利用者数なども把握しており、増加傾向にあると把握しているが、政策指標ということで、公共交通機関全て網羅したデータとして指標に採用している。

(安藤委員)

・たとえば若柳の人が古川までマイカーで行って、新幹線を使って仙台行った場合、これは公共交通の利用率に入るのか。1カ所でも使えば入るのか。

(総合交通対策課)

・1カ所でも利用率に入る。

(林委員)

・商店街の空き店舗率について、実績では増えているが、目標値が12.1%（H19）から10.7%（H21）に推移する意味は。

（商工経営支援課）

・意味合いからすれば、1ポイント下がったからといって、地域にとってみれば何ら変わらないと思う。それよりも地域にとって、日用品を扱う店舗が地域に無くなる場合のほうが問題である。

（林委員）

・そのとおりである。このような指標にならないのでは。

（安藤委員）

・空き店舗があるということは、店舗が復活するかもしれない可能性があるわけで、分母を減らすことも可能である。結局、住宅などになってしまう。結果的に空き店舗率が減ったことになるから良いという結果になるのか。

（商工経営支援課）

・駐車場とか、用途が明確に変更したものしか排除していない。

（林委員）

・中心市街地活性化の議論の中で、数十年前は商業を重点化していたが、最近はそうでなく、地域自体の活性を高めようとしている。空き店舗率にこだわっていいのかと。それよりも老人などの買物行動等を分析して、どこが不便なのかというようなベースデータを把握したほうがよい。たとえば公共交通に関していえば、行動圏域の拡大など。医療についても同じである。そのほうが県民も理解しやすい。

（安藤委員）

・「誰もが住みよい福祉の町づくり条例」に基づく適合証の交付割合についても分からない。適合証の交付基準等について説明願いたい。

（社会福祉課）

・基本的には、病院など公共的に集客がある施設で、条例にもとづきバリアフリーに対応する基準をクリアした個々の施設、店舗に対して、適合証を配布している。

（安藤委員）

・分母は店舗数か。

（社会福祉課）

・仙台市を除いているが、分母は664施設、分子は74施設である。

（林委員）

・バリアフリー対応にしたいという施設に補助等の予算が付くのか。

（社会福祉課）

・予算は無い。

（林委員）

・施設を造る側、サービスする側の義務として、責任を持たせてやるのか、また、県で融資などがあるのか。適合証の配付だけで、数字が上がっていくのか。たとえば、建築申請の際のチェック体制はできているのか。

（社会福祉課）

・普及啓発を行って、意識を高めてもらう。また建築申請、確認は土木事務所でおこなっているの

でチェック等を行っていない。

(林委員)

・事業としてのインセンティブは何があるのか。啓蒙活動だけか。土木事務所でも指導しているのか。

(建築宅地課)

・一定規模を超えた建物については条例で届出を義務づけている。その全ての届出について一定基準が守られているか確認している。適合証はそのすべての基準を守って、適合証の交付を受けたい事業主は申請していただく。スタンダードレベルのものについては届出の義務付けと審査で満足される。

(林委員)

・最低レベルというのはどのようなような状況なのか。最低レベルが守られていればいいのではないか。届出されて確認し、バリアフリー対応の最低基準をクリアしているのであれば問題ないのでは。

(建築宅地課)

・それは議論の必要がある。適合証の交付割合でなく、届出件数にするとか。

(安藤委員)

・利用者の立場からすると、現在ある商店の総数のうち、どのくらいが適合しているかが問題で、最近三年以内に申請された建物の適合率がいくら高くても、過去の状況についてどうかという問題もある。

(林委員)

・ソフト面の対応について行っていると記載されているが、適合証のみでなく、店員などの障害者へ対する接客対応も重要であると思う。適合証が無くても、施設が機能する姿を評価するような考えは無いのか。数値を上げていくインセンティブがどこにあるのか分からない。

(行政評価室)

・国ではなく、県の条例で誘導しようという考えで、適合証を交付している。

(林委員)

・次の目標指標3「医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院の割合」について実績値が57%で目標値を満足しているということであるが、この自治体病院がどんな分布をしているか、また、足りないところはどのように分布しているか。それに対し、県とか地元が優先順位も含めて、どこをターゲットにして何をやろうとしているのか。そのシナリオはどのようなになっているか。

(医療整備課)

・自治体病院を県立を除く市町村が運営している病院としている。自治体病院に限定した理由は、医療整備課の事業は、仙台市以外にある自治体病院を支援する事業が中心であり、この指標を採用している。仙台市以外では人口10万人当たりの医師数が全国平均を下回っている状況である。優先順位としては直接的に医師を確保するということで、県職員として採用した医師を仙台市以外の自治体病院へ派遣する「ドクターバンク制度」、職業紹介のような「ドクターキューピット事業」、学生に奨学資金を貸し付け、県知事が指定した自治体病院で勤務すれば返済が免除される貸付金制度などがある。また、間接的な支援として、医師確保に繋がる研究や病院への補助等も組み合わせ

で行っている。

(林委員)

・自治体病院の存続危機が全国で話題となっているが、病院経営の観点から県としてどのような施策をおこなっているのか。

(医療整備課)

・医療整備課では、財政的な支援として若干の補助金はあるが、自治体経営の観点から市町村課が窓口となっている。公立病院の改革プランは今年度、各自治体が作成することとなっており、県はプラン作りの支援を総務部と保健福祉部がワークショップ等を開いて支援している。いずれにせよ、市町村自体が率先して行動しなければ、改善は難しい。

(安藤委員)

・標準数を満たしているのが57%でA評価というのは疑問である。

(医療整備課)

・記載のとおり、段階的に割り振ってこの目標値になっている。A評価と断言するのは抵抗があったが、見かけ上、目標値をクリアしているのでA評価とした。

(林委員・安藤委員)

・P. 6に事業構成の見直しが必要と記載されているが、具体的に何を見直すのか。事業番号15の宮城県交通計画策定事業の次年度の方向性は統合・廃止となっているが。

(総合交通対策課)

・策定作業が完了したことで統合・廃止としている。今後は公共交通の普及啓発や地域交通の維持について市町村と連携して行っていく。

(林委員)

・統合・廃止でなく、計画策定後の活動に名称等を付けて進めたらどうか。計画策定が完了したら終わりに見えてしまう。考慮すべき。

(安藤委員)

・事業番号7, 8番の次年度の方向性は維持と記載されているが、どのように見直しを行うのか。

(医療整備課)

・見直しについては検討していなかった。各事業について、それぞれ目標値を設定しているが、到達していない状況であり、個々の事業についてのPR方法等の見直しが必要という意味はあるのかもしれないが、事業自体を見直すよりも、他の事業も含めて自治体病院への支援をしていかないと、ドクターバンク事業等についても、上手くいかないのが現状である。

(安藤委員)

・見直しが必要と判断したのは土木総務課か。医療整備課と相談したのか。

(土木総務課)

・県民意識調査の結果等からみると、不満が多いため、若干、見直しする必要があるのではないかと判断した。今後は来年の政策へ向け検討していく。調書を作成するにあたり、関係各課へ確認を行っている。

(林委員)

・来年は、この事業構成が変わる可能性があるという受け止め方でいいのか。

(土木総務課)

・満足度は低くでているので、この満足度を上げていく努力は必要であり、見直せるところは見直していく。

(林委員)

・事業分析結果で有効性、効率性について分析しているが、どのような解釈、判断をして各事業の評価を行ったか説明願いたい。

(都市計画課：事業番号1)

・都市計画基礎調査の有効性については、都市計画区域の再編やマスタープラン策定へ向け、ある程度、経年変化データや基礎的評価データについて蓄積することができたことから、ある程度成果があったと評価した。効率性については、市町村と役割分担を明確にして、当初予定よりも予算が縮減されたことから概ね効率的と評価した。

(都市計画課：事業番号2)

・仙石線多賀城地区連続立体交差事業については、事業計画に沿って計画的に進捗していることから、有効性についてはある程度成果があったと評価した。効率性についても同様な考えから、概ね効率的と評価した。

(建築宅地課：事業番号3)

・市街地再開発事業については、事業スケジュールが計画どおり推移していることから有効性はある程度成果があったと評価し、効率性についても、概ね効率的と評価した。

(総合交通対策課：事業番号5)

・鉄道駅舎等バリアフリー整備事業については、エレベーター1基が整備されたことから有効性としては成果があったと評価した。効率性については事業スキームの見直しを行い、県の補助金を圧縮することが出来たことから効率的と評価した。

(林委員)

・バリアフリーの対象駅は県内で何駅あるのか。

(総合交通対策課)

・資料が手元に無いため、後日回答する。

(生涯学習課)

・みやぎ県民大学推進事業については目標値として2,500名見込んでいたが、年々予算は10%程度、削減されるにもかかわらず、約3,000名もの受講者となったことから成果があったと評価した。

(総合交通対策課)

・事業番号12～14番については基本的に公共交通機関への欠損補助となっており、市町村が補助を受けることで路線が維持できたことから成果があったと評価した。

(安藤委員)

・くりはら田園鉄道を廃止した後、代行バスの乗客は鉄道時代と比べ、どのくらいの数字になっているか。

(総合交通対策課)

・17年度と比べ約4割となった。

(安藤委員)

・鉄道廃止後の代行バスは4割程度の利用者になる。その残りはマイカーに転移することになるが、それでも効率的といえるのか。

(総合交通対策課)

- ・鉄道とバスでは結線の違いやルートも変わっており、これらも含めて需要が落ち込んだと判断している。今後適切な運行のあり方を検討していきたい。

(林委員)

- ・「施策 24 コンパクトで機能的な町づくりと地域生活の充実」についてこれで終了する。

政策 1 3	住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成
--------	-----------------------

施策 3 0	住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成
--------	-----------------------

土木総務課より説明

(林委員)

- ・政策と施策について同時に審議進行を行う。政策、施策の名称について確認したい。「住民参加型」、「社会資本整備」、「良好な景観の形成」の関係がわからない。どのようなことを言いたいのか。

(政策課)

- ・政策名について、「住民参画型の社会資本整備」と「良好な景観の形成」の二つのキーワードとなる。

(林委員)

- ・このキーワードが一緒になった理由は何か。

(政策課)

- ・良好な景観の形成においても住民参画の在り方が重視されていることと、今後 10 年間見据えた場合、景観の形成もキーワードとして重要となる。住民活動の身近な社会資本整備というところが一つの景観におけるキーワードになってくるだろうと考えている。

(林委員)

- ・良好な景観も社会資本と考えるのか。

(政策課)

- ・都市景観だとか農村景観だとか、その入りのキーワードとしては社会資本整備なり、公共施設であったりするところが入り方としていいのではないかと考える。

(林委員)

- ・本日出席している関係課の方々は、政策 1 3 のタイトルはどんなふうに理解しているか。分かりにくい。政策についてこの場では議論できないが、何をポイントに、ここで言おうとしているのか分からない。住民参加でいえばいろいろな括り方がある。社会資本を考えるのであれば、今までのハード整備を行ってきたが、今後は維持管理が大変になり、財政が苦しくなるという観点から住民参加型でやっていこうじゃないかと。その参加型の在り方が一つの社会資本だし、他にもあるかもしれない。それと、景観というものが一つの社会資本であるという考えでいくんだろうけども、地域性理論的なものも見え隠れするし、中山間地域というものも見え隠れする。宮城の良い所や、文化や歴史なども入っており、非常に難しい政策の標題だと思う。

(行政評価室)



・宮城の将来ビジョン48ページの「10年後に目指す宮城の姿」の部分を描いている。県としての目指す姿であり、それがビジョンである。これを取り組みの表現としている。ただし、それだけでなく、身近な社会資本の整備や維持管理について住民参加型の社会資本整備がされていますという将来の姿を県では理想として掲げている。それを括った標題が政策面になっているので、分かりづらい面もある。社会の状況をイメージしている。

(林委員)

・「10年後に目指す宮城の姿」に書かれている内容は、1つの政策で語れるようなものではないと思うが状況は理解した。

(林委員)

・施策評価シートの4、5ページを確認願いたい。この中でアドプトプログラム認定団体数の目標設定の考え方と、団体の活動内容を各事業担当ごとに説明願いたい。

(道路課)

・活動内容について説明いたします。道路の「スマイルロードプログラム」の認定団体は140団体あるが、主な活動内容は道路清掃、植栽等の緑化活動、除雪、除草等を行っており、あくまでもボランティアであるが、活発に活動している。今後は除雪等に取り組んでもらえる団体を増やしていきたい。目標の設定根拠については調べて、後日報告する。

(林委員)

・ある程度の活動頻度とはどの程度か。

(道路課)

・どの団体も年4回は活動している。

(河川課)

・河川の「みやぎスマイルリバープログラム」では、活動内容は清掃、除草など行っている。活動頻度は団体で異なり、年1回から年10回程度である。目標指標については、毎年10団体程度の認定があるため、年10団体を目標としている。

(安藤委員)

・事業費の用途は。

(河川課)

・活動の際のボランティア保険や看板等である。

(港湾課)

・活動内容は港湾施設の道路や緑地の清掃等を行っている。実態は仙台塩釜港仙台港区で、企業が4団体、気仙沼尾崎地区で地域団体が1団体である。活動自体は延べ参加人数で捉えており、適宜活動を行っている。

(都市計画課)

・公園の「みやぎふれあいパークプログラム」の活動内容は、清掃、植栽管理等を行っている。活動回数は年1回から年10回程度である。目標設定の根拠は後日回答する。

(林委員)

・目標値の根拠は担当課で設定したのか。

(土木総務課)

・そうである。

(林委員)

・5ページの「施策を構成する事業の状況」で、各事業アドプトプログラムの次年度の方向性について、それぞれ違うので説明願いたい。また非予算的手法で拡充とはどのようなことを意味するのか。

(道路課)

・拡充の意味は、制度の周知や働きかけにより着実に団体数を伸ばしてきたので、今年度についても積極的に勧誘を図り、団体数を増やしていこうという考えから拡充としている。

(林委員)

・団体数を伸ばしたい場合、何をやるのか。

(道路課)

・制度の普及を図り、団体数を増やしてより多くの活動を展開していきたいと考えている。具体的には8月の道路ふれあい月間で、その期間に県管理道路沿線の企業を訪問して制度PRに努め、認定団体になってもらう方法を考えている。

(林委員)

・河川では維持としているが、道路と同じ考えではないのか。

(河川課)

・維持とした根拠は、毎年10団体程度の認定団体があり、順調に推移していることから維持としている。

(港湾課)

・港湾は地域が限られているが、仙台港だけでなく、今後は石巻地区においても展開したい。河川と違い、利用者が限定されることや地域住民との密接度が少ないということがあるため、そのあたりのPRも含め、拡充していきたい。

(安藤委員)

・ストックマネジメントについて、農業はかなり予算がついているが、土木は非予算的手法である。この違いは。

(土木総務課)

・土木事業の中で、これまでの建設から維持管理を重視した考え方、この中には長寿命化など含めようとする考えがある。具体的な事業は、土木行政推進計画で土木行政の10カ年計画を策定しており、その中に思想論としてストックマネジメントの考え方を今後は展開していこうとしている。ここでは事業として扱っているが、基本的には理念性のものをここに示している。土木部では長期的な視点からストックマネジメントを最重点の項目に掲げながら進めているのが実態である。

(安藤委員)

・公共物の老朽化などを地域住民はコア抜きなどして、調べられないと思うが。

(土木総務課)

・ストックマネジメントのなかで、維持更新、既存施設の有効活用の視点になると、地域住民との意見交換を行いながら進める必要がある。建設拡大型のニーズは高いため、今までの大規模な事業だけでなく、今後は小規模な局部改良等で対応していく等、土木事務所を中心に事業説明、意見交換を行いながら事業を進めており、これも大きな意味でのストックマネジメントと捉えている。

(林委員)

・ストックマネジメントと、ここであげているアドプトプログラムがすごい開きがある。ここであげている事業構成が住民参加型にひっばられている。去年まではインフラ整備の話が中心であったが、方向転換するにしても、ストックマネジメントの事業構成を考え、ギャップを埋めておくべきである。

(安藤委員)

・農業の事業は予算が付いているのに、それ以外については予算が付いていないのか。

(土木総務課)

・現実的には橋梁の長寿命化等、各事業課のなかでは予算が付いている。それ全体を包括した1つの考え方をここに記載しているので非予算となっている。個々の事業を掲載するとすれば、住民参加型とずれてくる。

(林委員)

・なぜ農業関係は掲載しているのか。

(農村整備課)

・土木総務と同様に、理念として非予算的な考えもある。国庫補助事業の中で、従来行ってきた事業の中にも一部取り組んでいる事業もある。ここであげている事業は県単独事業であり、非予算では支援があまり行き渡らない部分の診断等について掲載している。主要な事業については土木総務の考え方と同様に掲載していない。国庫補助事業で実施している。

(安藤委員)

・実際は診断等を行い、情報を住民に提供することが重要と思うが。情報提供はどのように行っているのか。

(土木総務課)

・各土木事務所で開催している地域づくり懇談会を活用したり、土木行政推進計画の基本的な考え方の中にストックマネジメントを打ち出しながら、パブリックコメントなり、県民アンケートを行っている。今後、地域住民に、公共投資が削減されるなかで必要性をどのように訴えていくかが重要である。

(農村整備課)

・農業水利ストックマネジメントに関する推進計画を策定し、それに沿って推進している。農業水利施設を管理している土地改良区等関係機関と一体となって、連携組織である推進会議を立ち上げ、診断結果などの情報を共有化している。

(林委員)

・次に良好な景観の形成に関しての指標である「中山間地や農地の保全活動に参加する団体数」に関して説明願いたい。

(農村振興課)

・この指標に関わる団体は2種類あり、中山間地域等直接支払交付金事業の対象団体は253団体であり、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業の対象団体が517団体で、合計770団体である。中山間地域等直接支払交付金事業は中山間地域の農業所得格差を埋める国の制度である。平成19年度から農地・水・農村環境保全向上活動支援事業が新しく創設され、担い手農家と非農家が共同で行う活動を支援する事業である。これら二つの事業に取り組んでいる農家は、市町村と農

家で集落協定を結ぶ。数字はその協定数である。予定では、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業は450協定の目標設定を行ったが、実際は517協定であった。

(安藤委員)

- ・社会資本整備や良好な景観とはどのような関係があるのか。

(農村振興課)

- ・共同活動の中で、水路の維持管理、農道管理、除草などを行っており、住民参加の社会資本整備と捉えている。

(林委員)

- ・これは目標達成しているが、毎年、協定を結ぶのか。

(農村振興課)

- ・5年間の協定であり、5年間は協定数は変わらない。

(林委員)

- ・6ページの6, 7番に記載してある面積の意味は。

(農村振興課)

- ・6番は県全体の面積からすると10%満たない(正しくは2%である)。7番は30%程度(正しくは39.4%)である。

(安藤委員)

- ・毎年、募集は行わないのか。

(農村振興課)

- ・予算等の関係から、行っていない。

(林委員)

- ・予算的な制約があったからこの協定数なのか。

(農村振興課)

- ・基本的には希望団体を募る。要望してもらい、予算等考慮して決定する。7番は若干予算を残した。

(林委員)

- ・みやぎの景観形成事業について説明願いたい。

(都市計画課)

- ・この事業は、平成19年度からの事業であり、目標値1, 実績値0であるが、事業の初年度であること、平成20年度に登米市が景観行政団体になったことをふまえ、順調に進んでいると判断した。

(安藤委員)

- ・景観行政団体の特徴は何か。

(都市計画課)

- ・景観行政団体へ移行すれば、県から独立して規制等かける形で、例えば景観計画を策定したり、独自に景観条例を策定したりすることが可能である。

(安藤委員)

- ・住民参加と関係ないのでは。

(都市計画課)

・景観行政は、あくまでも地域住民のコンセンサスが重要であり、県でも景観シンポジウム等を開催し、地域住民に対する普及啓発を行っている。

(林委員)

・県土全体が対象になると思うが、田園風景などの看板規制はどのような議論がされてるのか。

(都市計画課)

・屋外広告物についても景観形成に関係してくる。将来的には、屋外広告物条例も各自治体独自に制定してもらい、景観形成と屋外広告物規制を平行して進めてもらいたい。

(林委員)

・もっといろいろな指標を挙げられるのではないか。

(都市計画課)

・景観の中で、指標として捉えやすいのが景観行政団体であり、住民協定数等、他の指標はまだ把握していない状況であり、今後考えていきたい。

(林委員)

・中山間地域支援との関連や、宮城の景観百選などを関連させれば、住民参加型で考慮できるのではないか。社会インフラだけではない。河川で考えれば、スマイルサポーターを例にすると、河川清掃だけなのか、河川環境まで考えるのか。宮城の景観を考えた場合、社会資本整備の関連など、どのように見えてくるのかなどを考えないとテーマがひとつにならない。これはこれで構わないが、単なる景観行政団体数でなく、可能であれば宮城の景観を造っていく素材がどこにあって、それが住民参加なり、行政側がどうやって守っていくのかというような事業構成があって、それに対する進捗状況として、数字や率でなくてもいいので状況等を把握しながら進めるべき。例えば、新しい宮城をPRしていくために、景観形成のシナリオと地域振興を関連させてくなどいろいろあると思うが、あまりにも事業数も少ないし、壮大なテーマに沿っていないと思う。

(安藤委員)

・河川改修にしても、コンクリート護岸にするか、親水空間を造るのがいいのか問題になるが、そこに住民意見を反映させているかとか。

(林委員)

・10年後の宮城の姿として宮城の景観形成は大きな目標である。社会資本整備などのそれぞれの事業があるが、お互いに関連させながら行っているようなコンセプトがあればいいと思う。「住民参加型の社会資本整備」と「良好な景観の形成」はだいぶ違うと思う。それが同一のテーマになっているので、説明がつくよう考えるべき。

(安藤委員)

・道路橋を建設する場合も、デザインについて地域住民の意見を聴取するなどいろいろあると思うが、そのような考え方が見えない。

(林委員)

・住民参加型の社会資本整備は、どちらかというとストックを今まで行政が行ってきたが、維持管理については地域住民に降ろしていきましようという考えである。維持管理のためにいかに地域住民を巻き込んでいくかという考えである。

(安藤委員)

- ・情報提供として、「良い景観のものを造る場合、コストが高くなるがそれでいいか」ということを、メニューを提示しながら聞かなければならない。

(林委員)

- ・住民参加型の事業を行って、行政コストがどの程度縮減されたかについて、もっと県民にPRすべきである。かなりの金額になると思う。予算要求の際の資料にもなると思うが。

(安藤委員)

- ・沿道の企業のボランティア団体にすると、企業はその活動する場合は、労働者に賃金を支払っているが、企業としては看板等でPRされれば社会的効果を得ることができる。行政コストは削減されているが、全体で見れば変わらないかもしれない。

(林委員)

- ・以上で終了とする。

### 3 閉会